

平成 26 年 9 月 1 日

雇用環境整備士(第3種)講習会
受講者各位

(社)日本雇用環境整備機構
事務局

お世話になっております。

7/24 及び 8/28 に開催された「雇用環境整備士資格(第3種:エイジレス雇用)講習会」
において以下のお問い合わせがありましたので、訂正・お詫び申し上げます。

記

質問

平成 25 年 3 月 31 日までの労使協定の締結につき解説がありましたがその際に労基
署に届け出るとの話でしたが、本労使協定届出義務はないと思料します。

回答

高年法第 9 条の旧規定の経過措置については、平成 25 年 3 月 31 日までに労使協
定を締結し、労使協定そのものの届出は必要ありませんが、その協定に基づく改定
就業規則の変更について平成 25 年 3 月 31 日までに届け出なければなりませんとい
うことです。不正確な説明となり大変失礼しました。(講師:大滝岳光)

※その他、ご不明点やご質問等ございましたら当日同封の質問用紙にて事務局まで
お問い合わせください。ご質問は整理のうえ下記ホームページにて公開いたします。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

(社)日本雇用環境整備機構 事務局(講習会係)
TEL.03-3379-5597 FAX.03-3379-5596